

# 幕末期における質屋渡世について

——特に福生村・熊川村を中心として——

落合 功

はじめに

質屋業は、質物を担保とすることにより金銭を貸し与え、その結果として金利を得ることを渡世としており、都市を中心に発展した。そして、近世中後期になると、質屋業は貨幣経済の浸透に伴い農間質屋渡世として農村にも広範に広がったのである。また、その性格は、頼母子や無尽などと共に農村金融の一つとして考えることができる。しかし、頼母子や無尽などに見られるような共同組織の關係で結ばれた性格とは異なり、質屋渡世の農村における位置は、証人の介在があるものの基本的には質屋と質入れする置主の個々の關係で結ばれていることから、農村金融の中でも極めて商業的な色彩を有していたと考えることができよう。但しその一方、農村においての商業的活動は、制度的には認められていないことから、あくまでも農間渡世の一つと

して位置付けられたのである。

本論は、こうした近世後期の福生地域に展開した質屋渡世について明らかにすることが目的である。

## 一 福生村における質屋渡世

近世中後期になると、農村でも質屋渡世が展開すると考えられる。この時期の質屋渡世に関する具体的な史料は無いものの、先に指摘した文政期から幕末にかけての農間渡世の調査あるいは質屋稼ぎの書上を通じてその状況を知ることができよう。こうした書上を通じて、農村に対する質屋渡世の広がり具合について、福生村を中心にして考えてみることにしたい。

福生村に展開された農間質屋渡世について具体的にわかる史料としては、文政十年（一八二七）・天保九年（一八一八）そして安政二年（一八五五）の三種類の書上がある。

〈表1〉 福生村における農間質物渡世の展開

		質取高	文政10年	天保9年	安政2年	開始時期	石高	備考
佐兵衛	百姓代	185両2分	55貫300文	○	○	文化4年		
市左衛門	百姓代	113両1分	38貫200文	○		寛政4年		
才次郎	百姓	93両	32貫700文	○		文政4年		
半左衛門	年寄	112両1分	45貫800文	○	○	文政4年	11石1斗3升3合3勺	
佐七(金蔵)	百姓	28両2分	12貫300文	○	○	文化12年	12石2升1合9勺	伊奈村新助方江送り質
伝七	百姓	68両3分	16貫900文	○		文政元年		
市弥	百姓			○		文政12年		
栄助	百姓			○		天保4年		
半六	名主				○	嘉永7年	7石1斗7升3合	
新七	百姓				○	嘉永7年	7石3升3合	
富蔵	百姓				○	嘉永元年	2石9斗5升5合7勺	

文政十年(一八二七)の表題は「御改革被仰渡書控」として記載されたものであり、関東取締出役に対して提出したものである。天保九年(一八三八)のそれは、「質屋渡世諸商人渡世取調書上帳」に書上げたものであり、そして安政二年(一八五五)は、「村高其外書上帳」に記載されている。いずれの史料も性格は異なるものの、基本的に領主の取調べを受けて書上げたものとして位置付けられる。こ

これらの史料を参照しつつ、質屋渡世について〈表一〉を作成した。

これらの史料および〈表一〉を参照すると以下のような点を指摘することができる。文政期の書付では、質屋渡世を始めた中で最も古いのは百姓代の市左衛門であり寛政四年(一七九二)である。この点、それ以前にも質屋渡世が農村に存在していた可能性もあるが、基本的に農村に質屋渡世が開始され広がるのは近世後期であると考えられる。

また、持高について安政期の書上を参照すると、式石から拾式石の間であることから、必ずしも村落の上層農民だけによって営まれていたとは限らないことが判明する。また〈表一〉を参照すると、文政期から天保期の間これまで質屋渡世を行っていた者がなされなくなったり、またその反対に新規に質屋渡世を行うものが増え変動が大きいことが指摘することができる。さらに、佐七に見られるように、福生村において質屋渡世を行っているものの、伊奈村の新助に送り質を行っている例も見ることが出来る。

ところで、新規に質屋渡世を始める際には、領主の許可を必要としていた。この点、富蔵の例を参照しつつ明らかにすることとしたい。

〈史料1〉

乍恐以書付奉願上候

江川太郎左衛門御代官所  
武州多摩郡福生村

百姓 富藏

名主 甚五右衛門  
年寄 藤三郎  
同御代官所

同州同郡砂川村

大惣代

名主 源五右衛門

同御代官所

同

名主 安次郎

同御代官所

小惣代

名主 佐兵衛

同御代官所

同州同郡岸村

小惣代

名主 平兵衛

同御代官所

同州同郡福生村

名主 十兵衛

右富藏奉申上候、私義高式石九斗五升余所持、家内八人暮ニ而農間質屋渡世罷在候処、去天保十三寅年中より勝手ニ付相休候得共、数年仕来候、渡世之義ニ付猶又今般相始申度奉存候、且又村方故障之筋毛頭無御座候間、何卒格別之以 御憐愍願之通被 仰付被 下置候様偏ニ奉願上候以上

嘉永元申年十月

右 富藏

組合惣代 春藏

名主 十兵衛

年寄 半左衛門

百姓代 清右衛門

關東御取締御出役中様

前書富藏義、金正路ニ渡世仕候者ニ有之、殊ニ組合村ニ而茂、聊故障筋無御座候間、私共一同供ニ奉願上候、佐之奥印仕候以上

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡拜島村

寄場役人惣代

右者申十月廿二日關東御取締齋藤藤畝四郎様へ願書差上申候、其節熊川村弥八郎川崎村佐吉彦左衛門共四人相願候、尤私領入会之村方ハ、私領役人調印の事

福生村 富藏

熊川村 弥八郎  
川崎村 彦左衛門

佐吉

右之者共質屋渡世致度旨願出候処、今般被下知ニ相成候間、一同呼出申渡之処、遠方難義ニ茂可有之候間、正路ニ渡世可致様可取斗候、尤右之趣請書品々可差出候以上  
申十一月十六日

関東御取締出役

斎藤畝四郎

拝島村寄場役人

差上申御請書之事

江川太郎左衛門代官所

武州多摩郡熊川村

名主 弥八郎

同御代官所

同州同郡福生村

百姓 富藏

同御代官所

同州同郡川崎村

百姓 彦左衛門

同御代官所

百姓 佐吉

右之もの共農間質渡世仕度今般奉願上候処、願之通被

仰付難有仕合奉存候、然ル上者急々被 仰渡候、御趣意ハ不及申時分之御触之趣堅相守正路ニ渡世可仕旨被 仰渡一同承知奉畏候、依之連印御請書奉差上候仍如件

嘉永元申十一月

関東取締御出役

斎藤畝四郎様

右四人并村役人調印

前書之通、私共一同為御立合被 仰渡候趣承知奉畏候

武州多摩郡拝島村組合

寄場役人惣代

名主 甚五右衛門

大惣代

羽村

名主 安二郎

小惣代

福生村

同 十兵衛

この質屋渡世の新規に入る場合について、へ史料1の富藏の場合を例にして見てきた。この史料を通じて注目できる点は、富藏の質物渡世の新規願いについて、福生村という村自体からと組合村の両方から関東取締出役に対して、願い出されるといふことである。さらに私領の場合は、私領の役人の許可も必要としていた。すなわち、この史料を通じて、村方の故障になるか否かという点で、組合村と

〈表2〉 質屋利用件数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	閏	
文久1	5	10	16	16	18	25	35	30	42	29	18	26		270
文久2	15	16	19	23	20	30	32	13	27	15	14	23	14	261
文久3	26	18	19	14	11	16	8	17	19	18	8	7		181
元治1	3	10	15	9	12	20	19	5	18	16	13	20		160
慶応1	6	6	21	20	22	13	25	18	36	16	17	8	14	222
慶応2	11	8	17	15	11	8	3	3	4	4	7	5		96
慶応3	1	10	9	1	5	4	1	1	13	5	3	10		63
明治1	3	2	2	0	1	3	4	2	5	3	3	5	1	34
明治2	4	2	3	1	4	1	1	3	14	6	4	4		47
明治3	3	1	1	0	3	5	7	3	3	4	1	4	3	38
明治4	1	1	6	0	4	5	1	4	8	3	0	2		35
明治5	2	3	2	3	2	2	4	3	10	5	4	0		40
明治6	1	1	0	1	3	1	1	11	2	2	2	2		27
明治7	6	5	4	5	3	2	1	2	1	3	6	4		42
明治8	7	0	2	1	1	1	0	2	2	3	1	2		22
明治9	4				2				1		3	4		14
明治10	3		2			2		1	1		1			10
明治11	3		1	1						1	2	4		12
明治12	1		4						1					6
明治13	4	1												5
明治14	2								1					3
明治15	1			1				1						3
	112	94	143	111	122	138	142	119	208	133	107	130	32	1591

注、閏月は、文久2年は8月 慶応元年は5月 明治元年は4月 明治3年は10月

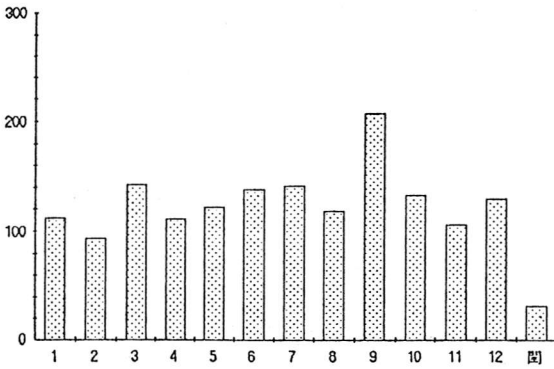
しても質屋業の組合村内での掌握などを含めた形で許可を必要としたのである。

以上、近世後期における質屋渡世の福生村への広がりについて簡単に述べてきた。まとめると、農村における質屋渡世の展開は、寛政期以後徐々に増え始めている。そしてそれは、石高にあまり関係ない形で存在したのである。また同時に、質屋稼ぎの人数にあまり増減が見られない点も注目できよう。しかも、この新規の質屋渡世に対し、関東取締出役に対して村側の願書と組合村の願書の二つを必要としており、質屋渡世の展開に大きな規制力を与えていたのである。

## 二 幕末期における 質屋渡世の展開

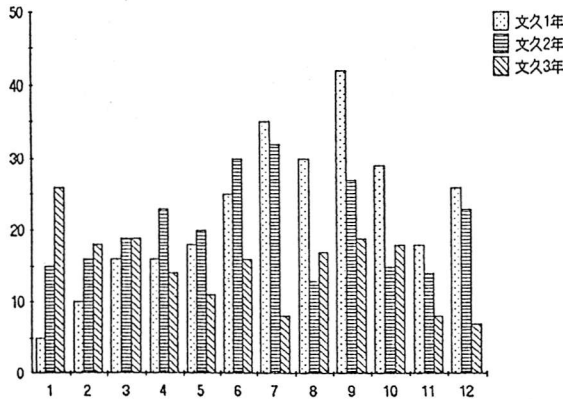
熊川村の長塩知行の下で組頭役を勤めていた次郎兵衛家は、農間渡世として質屋渡世を行っていた。次に、

〈グラフ1〉 質入れ数月別合計一覧



〈註〉 (1) 「野島家文書」の「質物帳」を参照

〈グラフ2〉 質入れ数月別一覧



〈註〉 (1) 「野島家文書」の「質物帳」を参照

〈史料2〉

熊川村

農間渡世

この次郎兵衛家に残されている質物帳を題材として、具体的に質屋渡世の展開について考えていくこととしたい。まず最初に質物帳の内容とその性格について、以下述べてみることにしたい。<sup>5)</sup>

この質物帳は、万延二年(一八六一)正月から明治二十二年(一八八九)二月までの約二十九年間の質物の出し入れが記載され、この間、合計一六〇四点の質物の出し入れ

がなされることがわかる。またこの二十九年間平均的に質物の出し入れがなされたわけではなく、質物帳の書き始められている文久元年(一八六一)から明治八年(一八七五)の十五年間に質の出し入れの大半を見ることができ、この点、〈表2〉の「質屋利用件数」、及びそれを元にして作成した〈グラフ1〉「月別質屋利用件数その一」および〈グラフ2〉「月別質屋利用件数その二」を通じて検討してみると、幕末期に質屋の利用件数が集中していることがわかる。そしてまた時期的には、九月に質入れの件数が比較的多く見られるものの、特に季節的な差異を伺うことはできない。質物帳を概観すると、その最初に、〈史料2〉に見られるように質屋渡世の経営の基礎を規定した質物の取引に関するいくつかの取り決めが掲載されている。

## 質物取引之儀

御趣意之旨堅相守質品悪敷相尋、置主証人之両判取置時  
時相改印形請可申、若シ別帳仕立置無判之質物取候者者  
其筋江申上候筈ニ候

寺社什物其外鎗鉄砲長脇差香銀之具并ニ村持之品、質物  
ニ決而取申間敷候、農具炊具等是又猥ニ不及申間敷候、  
無余儀筋者、村役人差図請可申候

住所不慥もの名前不存者并ニ部や住奉公人等之品勿論、  
其人ノ体不相当之者相断可申候

水火盜難之品物置主質代金者質屋鼠喰虫喰殆腐者置主之  
損与可心得候

一質物利足 金壹両ニ付一ヶ月八拾文

金貳朱ニ付 同拾文

錢百文ニ付 同貳文

右之利足ヲ以取引可致候、質物月數之義者、八ヶ月ニ限  
り流質ニ相成候義、前々より之掟ニ候得共、遅延利上無  
之共自愛ヲ以、月數茂延置候処、去ル卯年中最寄組申合  
不書利安と定候上者、以来十二月限り不取置相流筈之旨、  
兼而置主江相断可申候

右之通り相心得正路渡世可致候、以上

この史料から判明する点としては、先に記載したように、  
置主と証人の両者の判を必要としていたということ。また、

寺社什物あるいは鎗などの武具を始めとして村持の物など  
の質入れを禁止すると共に、農具・炊具などの質入れに対  
しても村役人の許可を必要とし注意を促している。また、  
利足は一月当り二分であり、質流れ期限は一年間と定めら  
れていたことがわかる。これらは、幕府による政策的な側  
面を色濃く持ったものである。

次に質屋業本来の質物の内容が記載されている。その内  
容は、質物はもちろん、質入の月日、質入に際して支払わ  
れた金額、質入を行ったいわゆる債務者としての置主、さ  
らに第三者の保証人を必要としたことから証人の記載を見  
ることが出来る。そしてまた、質出しの期日を記載してい  
る。ただし、証人の記載については、明治六年（一八九  
三）二月三日以来見ることができなくなる。この第三者の  
保証人の記載は、一般には人的担保と呼ばれ信用を強化す  
るためとされているが、近世におけるこの保証人の記載は、  
先に指摘したように農村における盗難品の質流れを防ぐた  
め行われた、いわゆる幕府による政策的色彩の強いもので  
あったということができよう。また、この政策の一環とし  
て、文久元年（一八六一）から慶応三年（一八六七）まで、  
「拝嶋村寄場役人甚五右衛門、砂川村右惣代孫右衛門、福  
生村同十兵衛」の記載がおおむね毎年見られ、質物帳の改  
めがなされていたことがわかる。

次に、質物は単品で質入れする場合と複数の質物を一括

して質入れする場合の二通りがある。この点、〈史料3〉の十右衛門の場合と〈史料4〉の長次郎を例にしてみた。

茶みじん裕女壺

熊次郎 ㊦

亥十一月朔日出ス

〈史料3〉

戌七月三日

一金貳両也

糸貳百六十目

戌十一月三日出ス

戌七月三日

一金壹両三分也

糸貳百廿目

戌九月八日出ス

〈史料4〉

戌九月廿六日

一金貳分三朱也

ねり糸廿六匁

ねりしけ廿六匁

茶みじん裕女壺

戌十二月十六日出ス

(中略)

戌十二月十六日

一金壹分壹朱也

長次郎 ㊦

十右衛門 ㊦

又吉 ㊦

十右衛門 ㊦

又吉 ㊦

長次郎 ㊦

祭八 ㊦

つまり、〈史料3〉に見られるように、十右衛門は又吉を証人として七月三日に糸を質入れしたのであるが、質物の糸二百六十目と糸二百廿目の記載を別になっている。このことにより、質出し期日を別にすることができるようになっている。それに対し、〈史料4〉に見られるように、長次郎の場合、ねり糸、ねりしけ・茶みじん裕の三品を一括した形で質入れを行っている。この場合またまったお金が入るといふ点が長所としてあるが、その一方、三品を一括でない場合、質出しができないと言ふ欠点がある。よって、十二月十六日にねり糸・ねりしけ・茶みじん裕の三品が屋から出され、その日に茶みじん裕を質入れするように、ねり糸とねりしけのみが質入れ人にとって必要な場合であっても、一度に三品全部の質出しを行い、その上で再び質入れする必要があったのである。

このように品物を分散して質入れを行い、個別に質入金を記載してもらう方法と、まとめて一緒に質入れを行い質入金を記載する場合の二通りが考えられる。前者は、異なった日に個別の質入金を払うことにより質返しが可能であったのに対し、後者はまとまった金が入らない限り質戻しが行い得なかったと考えられる。

さらに、一年間を質入れ期限としており、実際、大部分



〈表3〉 蚊帳の質入れ質出し月

年	質入れ												質出し											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
文久元年																								
文久二年																								
文久三年																								
弘治元年																								
慶応元年																								
慶応二年																								
慶応三年																								
慶応四年																								

質出しに番号が振られていないのが基本的に質流れ

が一年以内に質を戻している。また、一年を超えた場合でも、基本的には期限超過が直接質流れとなったのではなく、質が戻されている。実際、質流れした回数、明治七年（一八七四）二月までの一四八軒の質入れ回数のうち二回と、わずか二パーセントも満たない回数だったのである。その意味で、質屋の存在は農村の貧困がもたらす所産だけとして考えるのではなく、むしろ農村において質物の保管・管理などの必要に対応して表われたものと考えられよう。

次に質草について、具体的な点について、特に文久元年（一八六一）より明治六年（一八七三）二月まで、質入人と証人の名前が明記されている時期を中心に検討してみることとしたい。

この質草をめぐる検討は、保坂和子氏が「質草からみた幕末農村の衣生活―武州多摩郡熊川村の場合―」において、多くの点を明らかにしている。保坂氏の成果は質物帳について文久元年（一八六一）に限定して検討して、一年間の質草の九七、二%が衣料であることを指摘している。またその要因として、①農民にとって衣料品は不動産を除き主要な財産であること、②衣料は持運びが自由なこと、③季節あるいは着用する場合によって調節できること、④ハレ着などの保管場所として、などの四点をあげている。さらに、質草の衣料の内容に言及し、①質草の大部分が絹物である、②その大部分がハレ着または外出着である、③種類は女物が多い、④織りは、男女とも立縞や万筋に代表される織物が多い、⑤この地域は養蚕が盛んであったことから

〈表4〉 糸の質入れ状況

	文久1年	文久2年	文久3年	元治1年	慶応1年	慶応2年	慶応3年
1	0	2	0	0	0	1	0
2	0	1	0	0	0	0	0
3	0	1	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	1	0	5	0	0
6	17	17	8	9	6	2	0
7	17	16	3	10	9	2	0
8	12	10	3	1	0	0	0
9	11	2	2	5	0	0	0
10	6	2	1	5	0	0	0
11	3	2	5	1	0	0	0
12	4	6	1	1	1	0	0

〈表5〉 質屋利用者利用別回数

忠右衛門	7	内出
惣右衛門	6	南
久吉	6	内出
政次郎	5	村
久五郎	5	南
長次郎	5	南
林蔵	5	内出
留次郎	5	村
直喜	4	半浜
留兵衛	4	村
留吉	4	村
新八	3	村
重太郎	3	不明
梅太郎	3	内出
七右衛門	3	南
松太郎	3	不明
平治郎	2	村
八右衛門	2	村
忠八	2	不明
李右衛門	2	不明
政五郎	2	内出
留蔵	2	南
太兵衛	1	南
徳右衛門	1	内出
藤蔵	1	南
与定	1	不明
熊次郎	1	不明
友右衛門	1	村
半蔵	1	不明
又吉	1	内出
文左衛門	1	村
吉五郎	1	不明
弥十郎	1	内出
太平	1	不明
源太郎	1	内出

新蔵	157	内出
半兵衛	125	内出
幸七	114	南
利助	93	村
平六	82	内出
平吉	79	内出
龍蔵	78	内出
久次郎	65	南
兼吉	59	南
庄八	55	村
十右衛門	53	村
与兵衛	48	内出
郡次郎	38	村
半定	38	内出
榎太郎	36	村
榎次郎	29	村
仲次郎	22	村
惣五郎	22	村
作右衛門	19	村
平平	18	内出
房右衛門	15	内出
林右衛門	13	内出
信蔵	13	内出
源五郎	13	内出
市五郎	12	村
宮本	11	村
又右衛門	10	村
四郎右衛門	9	南
作次郎	9	村
藤四郎	9	内出
眞三郎	8	南
井三郎	8	南
弥三郎	7	南
権右衛門	7	内出
帯八	7	南

機織りが盛んであり質草を糸のままで六月、七月、八月に入れている、⑥綿入れものも貴重であることから質草として使われている、⑦質草として半天が多い、⑧「川和縞」「黒八丈」「八丈」「大島」「縮罹」「弁慶縞」などが当時流行したらしい織物が出まわっている、などを指摘し質草の大部分が衣類であることを明確にしてきている。

念頭に据える必要がある。この点、夏に利用されていた蚊帳と、この地域の特質を表わしている糸を例にして検討してみることになった。

まず蚊帳について(表3)を参照しつつ検討してみたい。その質入れ月と質出し月を掲載してある。それを参照すると一目で質入れ時期が九月・十月・十一月に集中しており、質出し時期が四月・五月・六月に集中していることがわかる。例外的に二月に出される場合もあるが、これは質入れ

に際して立嶋単物および糸を同時に質入れしているからであり、質出しを行った二月三日に、再び立嶋単物と共に質入れしている。このことから、蚊帳に代表されるように質物は季節に応じた出し入れがなされていたということができるのである。また、糸の質入れの状況について（表4）を参照すると、六月から九月に集中しており、保坂氏の指摘するように春蚕の産出期と同時期であるように考えられる。

本論の対象とする期間、すなわち文久元年（一八六一）より明治六年（一八七三）二月までの約一三年間に、のべ一四八一名が質入れに利用していた。その中においても、利用者の数は、七十名であり、その意味で一人当たり平均二〇回以上の質の出し入れがなされていたことがわかる。実際検討してみると（表5）に見られるようになり、質入れが一度しか行われない人から、最も多い新蔵の一五七回まで利用回数之差は大きい。また、利用者についての記載として、「村内」（この場合は、旗本長塩領の地域として考えた方がいように思われる。）と「内出」（この場合は、旗本田沢領の場合と考えた方がよいように思われる。）の人がほとんどであることが指摘できる。つまり、熊川村の質屋は基本的に村民が利用していたのである。このことから、質屋渡世は基本的には村内でその村民が利用していたことがわかる。

また、この二つの地域について比較して検討した場合、五〇件以上の質の出し入れを行った人は十一名いるが、その内訳は「内出」が六名、「南」が二名、そして「村内」が三名であった。

また、先に掲げた（表4）を通じて、基本的に糸の質入れは慶応二年（一八六六）までで、その後の質入れは例外を除きほとんど無くなることがわかる。これは物価上昇という社会的状況とも対応していると考えることができよう。

以上、質物帳からわかることをいくつか挙げてきた。これらの点を踏まえつつ質屋業についていくつか指摘しておくこととしたい。

質屋業の社会的に果す役割は、第一義的には質物を通じて金の貸す場であったが、もう一つの重要な側面は、蚊帳に顕著に見ることができるように質物の保管・管理という点に大きな性格を見ることができるのである。

### 三 農間渡世としての質屋渡世の性格と意味

以上見られるように、質屋渡世として都市に多く見られた質屋業は、近世中後期以降、農村にも広がるようになった。そしてそれは、農村生活においても金銭貸借の場として、そして質物の保管の場として必要不可欠な存在として位置付けられることとなる。この質屋渡世は、農村におい

て商業を生業とすることは制度的にも否定されていることから、酒小売渡世・荒物渡世などと共に農間渡世の一つとして位置付けられていた。

ところで、この質屋渡世の近世における社会的ないしは農村における位置付けを検討する意味で、まずこの農間渡世の性格とその意味について簡単に言及しておくこととしたい。

村明細帳を中心として作成した(表6)を通じてみると、福生・熊川両村においても、近世を通じて農間渡世は存在していた。特に男は薪あるいは炭などを江戸に送るような駄賃稼ぎを、また女は青梅嶋あるいは黒八丈などに見られるような織物業あるいは養蚕業などを農業の合間の主たる仕事としていたのである。また、こうした農間渡世とは若干性格を異にするが、福生村の継ぎ送りの形態の一つとして御用蒔のような形態も見られる。

この御用蒔とは、内藤新宿にある普請方役所から羽村陣屋まで普請に利用するための蒔を送る際、福生村を経由して送られていたのである。つまり、御用蒔と呼ばれるような継ぎ送りがなされたのである。この御用蒔については、田村家文書の御用留に散見することができる。管見によると、寛政七年(一七九五)正月の田村家文書の「御用書控」に「羽村御陣屋迄蒔荷物差送り申候、尤出水ニ御座候間少々も間違なく継送り可被成候」と羽村の陣屋に蒔を送って

いるのが初見である。また、内藤新宿から羽村までの経路は、内藤新宿↓中野村↓田無村↓小川村↓砂川村↓熊川村↓福生村↓羽村が一般的であったようである。この一駄あたり二百枚ほどであった御用蒔は(表7)に見られるように、文化・文政期にはかなりの蒔が福生村を経由して羽村陣屋まで送られた。

このように農間渡世に関与した人数は、(表8)に見られるように、近世後期には三分の一前後の村民が農間商あるいは諸職人渡世として、担っていたことがわかる。

また、その一方において駄賃稼ぎや織物などに見られるような、農業を主とした上での副次的なものとは異なり、酒造業・酒小売業・髪結渡世などを始め質屋渡世に見られるように、農間渡世としても極めて商業的色彩の強いものも多く見られる。これらは、「関東筋村々之内農間諸商人多田畑作余り其上奢ニ長し良民及難儀候……」と示されているように、関東農村の動揺の原因の一つとして位置付けられ、それ以後においても村内からの書上の対象として、あるいは関東取締出役等の取締の対象として位置付けられることとなったのである。

その意味で同じ農間渡世として呼称されているものの、前者に見られるような村明細帳などに記載され、駄賃稼ぎや織物などの農業以外の副次的な色彩の濃い仕事と、後者に見られるような近世後期以降に広がり商業的色彩が強く、

〈表 6〉 農間渡世状況

		農間余業(男)	農間余業(女)	農間商職等	備考(小物成・畑作)	出典
福生村	享保19年8月	耕作之間ニ市江龍越炭薪買江戸 系附出しこやしニ取替耕作仕付	木綿嶋少々ツツ織	こせ1,山伏3,馬医1,かじ2,馬喰2,紺屋 1人,貼旗師2		「村差出明細帳下書」
熊川村	宝暦10年	御年賣地ニ而株薪取	青梅嶋織	道心2,大工1,僧1,俗2	大麦,小麦,粟,稗,芋,蕪,大根,蕎麦,桑, 蚕,ぜんざひ物,茄子,ささげ手前遣	「村方明細帳」
熊川村	明和5年	株薪苧	青梅嶋織			「村鑑帳下書」
熊川村	安永3年2月	株薪苧	青梅嶋織	僧1,道心2	荏,大豆	「御用書留付田畑小訳帳」
福生村	安永7年3月				荏,大豆	「村訳帳」
熊川村	天明6年4月	株薪苧	青梅嶋織		玉川貼	「村鑑帳」
福生村	寛政4年3月	炭薪附出シ駄賃取	木綿嶋出シ渡世		玉川貼,夏大麦小麦取上,冬粟稗取上	「村鑑書上帳」
福生村	寛政11年7月	炭薪駄賃取	夏ハ蚕を飼,木綿織	いしや1,修験1,醫女1,大工2,鍛冶2,草 履草鞋2,小間物紙織燻3	五穀の他,大根,かぶ,菜,蕎麦,芋,五割 麦,六角麦,小麦,玉川貼	「村方銘細書上帳」
熊川村	寛政12年1月	株薪取	養蚕致青梅嶋織	大工3,木挽1,桶屋1,酒蕎麦商2,塩肴等 商2,五日市場ニ而穀物等其外商1,	五穀の外,大根,蕪,芋,蕎麦,荏,大麦,小 麦,粟	「村方銘細帳」
熊川村	文化13年6月	株薪取	養蚕致青梅嶋織		玉川貼	「村方銘細帳」
熊川村	文政4年5月	駄賃并日雇稼	嶋類織出し并蚕仕候 (青梅織・木綿嶋)	商売5軒,大工3,桶職1,萱屋根葺2	大小麦粟稗芋大豆小豆其外大根無野菜 物少々宛作り	「村差出明細書上帳下書」
福生村	文政4年5月	炭薪筏木等之駄賃	蚕ヲ飼青梅嶋織出	家大工4,家具鍛冶2,家根屋3,農間商6,	五穀の外,蕎麦芋作,貼旗	「村差出明細書上帳」
熊川村	天保14年	御年賣地之内ニ而薪取・駄賃	青梅嶋・黒八丈織	木挽1	大麦,小麦,粟,稗,芋,蕎麦,大根,荏作り ,茶,桑,蚕,ぜんざひ物	「村方明細帳下書」
熊川村	明治元年11月	薪作り	蚕諸織物仕			「村方明細書上帳」

『福生村史資料編近世1』参照

〈表7〉 福生村における御用菴の継ぎ送り数

年	月	日	御用菴枚数
文政7年	1月	23日	1000
	2月	27日	600
	3月	3日	400
	4月	17日	1000
	5月	21日	600
	5月	22日	400
	5月	28日	1000
	8月	22日	600
	8月	23日	400
	8月	29日	1000
	閏8月	19日	600
	閏8月	22日	600
		同日	600
文政8年	7月	11日	1000
	8月	24日	1000
	9月	27日	1000
文政9年	2月	16日	1000
	7月	6日	1600
	7月	8日	1400
	9月	4日	600
	9月	5日	400
	10月	20日	1000
	11月	26日	590
文政10年	6月	27日	1000
	7月	力	1000
	9月	8日	1000
文政11年	3月	23日	600
文政12年	1月	15日	60
	5月	5日	600
	8月	20日	200
	10月	24日	300
文政13年	1月	29日	1000
天保3年	6月		1000
	8月	5日	1000
	8月	5日	五駄
弘化5年	8月	20日	1000
嘉永6年	5月	9日	1000
	5月	28日	1000
安政5年	8月	9日	3000
安政6年	8月	1日	2000
文化4年	5月	15日	200
	7月	28日	800
	9月	24日	400
	10月	14日	600
	12月	23日	400
文化6年	7月	10日	800
文化7年	4月	27日	600
	5月	15日	600
	5月	24日	400
	7月	21日	1000
	8月	2日	600
文化9年	10月	7日	400
文化11年	6月	27日	200
	7月	13日	400
	8月	11日	1000
文化13年	8月	15日	1000
	9月	17日	800
	9月	19日	800
文化15年	7月	6日	1000
文政4年	5月	20日	600
	5月	24日	800
	7月	28日	800
	8月	12日	700
	8月	26日	800
文政5年	1月	24日	600
	4月	19日	800
	6月	18日	400
	6月	27日	1000
	7月	11日	1000
	7月	22日	1200
	8月	7日	1200
	8月	25日	1200
	8月	29日	400
	9月	20日	400
	10月	24日	800
文政6年	6月	29日	1000
	7月	10日	1000
	7月	20日	1000
	8月	20日	800
	9月	6日	1000
	9月	21日	1000

〈表8〉 農業統一渡世と農間渡世数

	農業一統渡世	農間商并諸職人渡世	
文政12年(熊川村)	92人(64%)	52人(36%)	農間渡世書上(石川弥八郎家文書)
天保7年(熊川村)	92人(64%)	52人(36%)	村高并四品渡世書上(石川弥八郎家文書)
天保9年(福生村)	194人(89%)	24人(11%)	質屋渡世諸商人渡世取調書上帳 (田村半十郎家文書)

田村半十郎家文書「御用留」参照

関東取締出役等の取締の対象となつた農間余業とは明確に区別する必要がある。この点を念頭に据えた上で、次の質屋渡世が近世後期の農村社会の変質にいかなる影響を与え、かつ促進させたかという点について、幕藩権力が質屋業に対してとられた諸政策を検討していく中でその諸側面を考えてみたい。

まず第一の側面としては盗品の質入れの可能性を含んでいることから、近世後期の農村の治安維持の機能を達成すべく古着屋および古鉄屋と共に取締の対象となっていることを指摘できる。この点、史料を掲載しつつも少し検討してみることとした<sup>(19)</sup>。

〈史料5〉

「農間質物并古着古鉄買渡世之者共江被仰渡御請証文

武州多摩郡拜島村外

式拾三ヶ村組合」

差上申御請書之事

在方質屋古着屋共商売体之義者、五人組帳前書ニ在々ニ而質屋古着屋共之義質物取候ハ置主請人吟味いたし印形為致質物取可申候、若不吟味いたし盜物質物ニ取又者買取候ハ組合名主年寄共ニ曲事ニ可被 仰付事ト有之、銘々渡世筋御定法之義相弁可罷在ハ勿論之処、近年

追々猥ニ相成、盜賊吟味引合等之節者多分無判ニ而質ニ取、又者買取其度々御答請候次第ニ至り候而も、猶不取締之様有之、且其村町役人共ニおゐて、時々心附渡世向取締方可申付筋ニ候所、右体之義會而不相弁有之哉ニ相聞不埒之事ニ候、依之以来右出世いたし候者共者勿論其所役人共ニおゐても、前書五人組帳前書之趣堅相心得猥ニ質ニ取買取候義決而致間敷旨時々心付帳面等者会见届聊も如何之義有之候ハ、其段可申立候敷申渡之趣等閑ニ心得追而盜賊引合等ニ而聊も不埒之取引有之段相聞ニおゐてハ、嚴重ニ被 仰付候末其旨を存銘々実意ニ渡世可致事

一古着古鉄買共義も去ル巳年中夫々被 仰渡之趣茂有之候処、今以往還ニ而諸品買取候様如何之所業ニ及候者共も有之哉ニ相聞不埒之至リニ付以後右体之義免覺いたすニおゐてハ、渡世向一般ニ御差止之次第ニも可至候条、所業巳年中被 仰渡之趣相守心得違無之様正路ニ渡世可致事

一右之通関東在町不洩様渡世いたし候者共者勿論、其所役人共迄銘々請印差上御奉行所江御差出被置、右以後一判又ハ無利之取引者勿論、無宿盜賊等より直相對いたし候類有之ニおゐてハ、嚴重御吟味之上事実怪敷品者乍存質ニ買取候段御場所ニおゐて、聊無扱同書被 仰付同人一同御手当候以上

御奉行所江御差上可被成旨被 仰渡候  
右者御廻村先ニ而村々江可被 仰渡旨、今般從 御奉行  
所御下知之趣被 仰渡一同承知奉畏候依而御請証文差上  
申処如件

名主 十兵衛 平兵衛

佐兵衛

この史料の作成時期は不明である。内容としては、質屋・古着屋に対して質物に取る際、置主・請人の吟味を行い、印形をした上で質物に取るようにすることを記載している。また、吟味をせずに質物に取った場合は咎を受けることなどの仰渡に対して出された請書である。この史料を通じて質渡世・古着渡世・古鉄渡世の三者は共通の商売の業種として位置付けられていたと考えられる。すなわち、近世後期に盗品などの質入れ、あるいは古着屋へ売渡されている場合が多かったことから、盗品の質入れに対して罰則を促すと共に村役人からの注意をも指摘することができると。

事実、近世後期の盗難・紛失の事例については、「御用留」等に散見することができる。これらを参照すると、質物の大半を占める衣類が盗品の対象となっていたことが判明する。しかも、その意味で、質屋へ盗品が質入される可能性が大きいこと、このことから古鉄屋・古着屋と共に取

締の対象となっていたということが理解できるのである。事実、〈史料6〉に見られるように盗品が質入れされている例も見ることができるのである。<sup>(1)</sup>

〈史料6〉

乍恐以書付奉申上候

一 江川太郎左衛門御代官所武州多摩郡福生村百姓ニ而質屋半左衛門奉申上候、去丑年六月申者より

歛三挺質物ニ取置候義有之哉候旨与尋ニ御座候

此段私知人川崎村百姓忠兵衛俸長五郎与申者、四ヶ年以前亥年六月下旬日失念罷越申聞候節ハ遣ひ銭ニさし支候間所持之品

一 歛 壺 挺

此質代金貳品位

右品持参り質入致度旨申聞候ニ付、不正之品共不心付相違も無之義与存証人專ニ無判ニ而書面之通質物ニ取置、只今以所持いたし罷在候、然ル処此度御調之上右品ハ不正之品之由被仰聞奉存候、且私義江戸質屋組合江ハ入不申候

右御尋ニ付奉申上候通相違無御座候以上

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡

福生村百姓ニ而



天保十三寅二月四日

質屋

半左衛門

寅四十三才

このように、「不正の品」が質入されている例を見ることができる。また同時に、盗品あるいは紛失された品に対して代官等領主から質屋へ問い合わせがなされている事実が、ここにも確認できるのである。

次の第二の側面としては、先に指摘した商業的な色彩の濃い農間渡世に対して、〈史料7〉に見られるように、それが農村の荒廢および村内の秩序の動搖を招来することを指摘し、その農間渡世の書上を命じたものである。

〈史料7〉

覚

此度嚴敷御儉約被 仰出続而近來御府内町方を始、在方ニ而菓子類料理等無益之手数掛結構ニいたし候もの共有之由、右之類差置候而者風俗奢侈相成不可然差留都而食物類高直之品売買致間敷、且往来ニ而無益之食物商候もの増長し向後右商人共相減候様被 仰出、右ニ付文政十亥年御改革之砌被 仰渡茂有之通り在々之商人多ニ而者自然其所奢長し候基ニ付別紙案文ニ懸有之候、商渡世向者勿論外ニ其所無益之渡世も可有之候間、右案文振合を以城下陣屋ヲ以町市場共一同組合大小惣代之者其所役

人共立合取調為書出候様今般從 御奉行所被 仰渡候一質屋渡世之もの者亥年中取調書付を以、其後新規相始候もの其趣ニ相聞候而、猶又此度新古質屋渡世之もの大小惣代其所役人共立合取調別紙案文ニ振合可被出候分同様被 仰渡候、右ニ付万一心得違を以亥年被 仰出後新規相始候もの此度書上之内相除候様ニ而者不宜事候条其旨可被心得候右之通相達候間、得其意別紙案文写取不洩様入念取調書付來八月晦日迄中山道鴻巣宿江向可被差越候難相決儀者早々廻状先へ可被申述候 (中略)

右之趣相違候条得其意、此廻状令請印刷順達当りより商渡世向取調戻廻状与上対ニ断書いたし、右鴻巣宿へ向可被相返候以上

關東向取締御出役

山本大膳様手代

臨時御出役

天保九戌年 須藤保次郎

同手代

小池三助印

同手附

内藤賢一郎

同手代

太田平助印

山田茂右衛門様手附

(後略、雛形あり)

この史料は、天保九年(一八三八)の「御触書之写」の一部を掲載したものである。内容は、基本的に「在々之商人多ニ而者自然其所奢長し候基」という言葉に表現されているように、農村に展開された商業が、基本的にこの時期とられた儉約に表現された引締政策にそぐわないものとして、また農村内での商業の広がりに伴い農村における秩序の動搖の要因として位置付けられたのである。その結果、大小惣代による商渡世の書上を命じることとなったのである。しかも質屋においては、特に案文(雛形)を用意し、その書上を命じたのである。その具体的な内容は、(史料7)に記載したが、文政以前から農間質屋渡世がなされていたか、それ以後に始まったかを明確にすると共に、文政期と同様に、その質屋渡世の開始時期も記載するように命じている。

このように質屋渡世は、農村に展開されたその他の商業と同様、近世後期の農村荒廃および農村における秩序の動搖の要因の一つとして位置付けられていたのである。その結果、文政期以降の農間渡世の書上の対象となったのである。

また、近世後期以降大きな社会問題となった物価問題と平行して質入品の金利の問題として(史料8) (史料

10)に見られるような質屋の金利の確定の動きが表われてくる。

(史料8)

世上金銀貸借利足の儀是迄一割半ニ利下ケ被引出候間諸国共右之割合ヲ以無滞貸借致し相對右より高利金一切貸出し申間敷候、尤右定之外品々之名目ヲ附多分之雜費取候儀決而申間敷候、是迄金廿兩より高利ニ貸出し候旨も此節より以後不残廿五兩ニ付壹分之利分ニ相直可申候、其余利安ニ貸出シ置分者尚又勝手次第第二候事

一宮門跡方其外名目有之貸附金之分共同前たるへき事

一此度金銀貸借利分之割合右之通ニ相出候上者以後寄指等之沙汰ハ無之儀ニ付金色共安心いたし貸出し世間を融通無差支候様可致候、尤右ニ付而者返済方も是迄之借金銀寄指可致様との心得違者致間敷候、又貸方も容易ニ出訴可及筋者有之間敷、諸事寛政九巳年金銀出入之儀ニ付相達し候趣弥堅相守精々実意尽し取引可致候、若右之趣相背節茂受ケ候取斗有之ニおるてハ無用捨為吟味右之廉ニ而敷敷咎可申付候

右之通在町共可被相触候今般諸色直下仰出候ニ付支配所宿々質屋共金利相糺処利足区々ニ而中ニ者格別高利之向も有之以之事ニ候仍之以来当支配之儀者右金利ニ不拘都而諸色直段一際際立候様直安ニ取引可致者勿論之事ニ候

且右質屋共金利之儀ニ銘々書出之内壹ケ月ニ金壹兩ニ付利足六拾四文壹ケ月ニ錢百文ニ付利足錢壹文五分之割合ヲ以質物取引いたし候旨申立候者有之候間宿村々質屋共一統以來右利足并ニ引下ケ質直段区々ニ不相成様取極取引致候様質屋共江可相達候若相背候ハ、嚴敷申付条其旨可相心得候此廻状村名下江令請印早々願達当り村より可相廻候以上

〈史料 9〉

今般諸色直下被 仰出候ニ付、支配所有之質屋共金利相糺候処利足区々ニ而中ニ者格別高利之向茂有之以之外之事ニ候、仍之当支配所之義ハ右金利ニ不拘都而諸色直段一際際立候処直安ニ取引致ハ勿論之事ニ候、且右質屋共金利之義銘々書出候壹ケ月金壹兩ニ付利足錢六拾四文壹ケ月錢百文ニ付利足錢壹文五分之割合ヲ以質物取引いたし候旨申立候者有之候間宿々質屋共一統以來右利足並ニ引下ケ質直段区々ニ不相成様取極取引いたし候様質屋共江可相達候、若相背候ハ、嚴敷申付候条其旨可相心得候此廻状村名分令請印早々願達留り村より可相廻候以上

〈史料 10〉

諸色直段下之義厚御世話有之候ニ付、質物利足之義も元祿度々定より式割五分引下ケ致渡世度旨当三月中申立候

間承届置候処、今度世上貸金限廿五兩ニ付利足壹ケ月ニ壹分ニ御定被 仰出右之場合ニ而ハ当春引下ケ候質物利足末格別高利ニ相当候間、以來左之通引下ケ可申候

一 錢百文ニ付

壹ケ月 利足貳文

金貳兩以下

壹ケ月 利足廿文

一金一分ニ付

壹ケ月 利足廿文

金拾兩以下

同 同拾六文

一金壹分ニ付

同 同拾六文

金百兩以下

同 同壹分

一金壹分ニ付

同 同壹分

但シ是ハ元祿度定之通年八分之割合ニ居置可申候右之趣相守正路ニ渡世致べし、尤是迄質入之品請戻候節も右之割合ニ引直し利足可請取、若此後不正ニ取斗いたし候者有之ニおゐてハ吟味之上急度答可申付候  
右之通町中不洩様可触知者也

寅十二月

前書之通、越前守殿江伺之上町奉行所ニ而町触有之候間、江戸近郷村々質屋渡世之者共江同様可被相触候

是より附紙

去寅年十月中質物利下之義区々不相成様触置候処、今般別紙之通御書付出候間写遣候、委細右ニ而承知厚御趣意之段相弁御書付より利安ニいたし候者勝手次第右より高利之取引一切致間敷旨宿村質屋共江相達受取之可差出候、

此廻状村名下江名主令請印品々順達從留村可相廻候以上

江川太郎左衛門

卯正月廿四日役所

まず最初の〈史料8〉によると、金銀貸借の際の金利はこれまで基本的に一年で一割五分であり、一月相当で一分二厘であった。しかもこの利足以外にも、さらに雑費として徴収を行っていたのに対して、以後は「廿五両ニ付壹分ノ利分ニ相直可申候」と記載されているように、金利を一分と下げ、安価な利足に引下げたのである。そして、〈史料9〉に見られるように天保十三年（一八四二）になると質屋の金利について具体的に表われてくる。それは、質屋の金利が個々の質屋で統一されていなかったことから、「右質屋共金利之義銘々書出候壹ケ月金壹両ニ付利足錢六拾四文、壹ケ月錢百文ニ付利足錢壹文五分之割合ヲ以質物取引いたし候」と記載されているように、具体的な利子を一分六厘と明記している。さらに〈史料10〉に見られるように質物に対する金利をさらに下げた形で江戸および周辺村落への徹底を図っている。さらに一月当り、金二両以下の場合の金利は二分、金拾兩以下の金利は一分六厘、金百兩以下の金利は約七厘であったことが判明する。このように、質入れの額が高くなるほど利子は低利となるようになっている。このことは、諸物価の高騰と平行して質屋渡世の金利の地域的な隔差を是正し、統一かつ低利な利子の

徹底を図ったと考えることができよう。

以上、質屋渡世に対する領主側の対応について三つの側面から検討してきた。これらを通じて明らかになったこととしては、質屋渡世を通じてまず第一番目には、盗品などの質入れなどが顕在化する中で、農村の治安維持という意味での取締の側面を有していたということである。そして第二番目としては、農間渡世の調査の対象となっており、この時期社会問題とされていた農業離れを促進した一つの要因としての農村に展開された諸商業の一つとして位置付けられていた。さらに最後の第三番目としては、質物の利足の統一を図ることにより、これも社会問題となっていた物価高騰を抑制しようとした動きが見られたのである。これらの質屋渡世にみられる三つの側面は、まさに近世農村の動揺により問題化した諸点と一致する。質屋渡世は農村にとって不可欠な存在であった一方で、こうした三つの側面を重点的とし、取締の対象として取組みがなされたのである。その結果として、〈史料2〉の「質物取引之儀」に見られるような書上が質物帳にも記載されることとなるのである。

また同時に〈史料11〉に見られるように、幕末期になると関東・伊豆を中心として、質屋稼に対して冥加金の上納を課することとなる。このことは、幕藩権力としては、冥加金の徴収を通じていわゆる営業許可を与えるという意味

で、質屋稼ぎをただ単に農間渡世の一つとして理解するのではなく、むしろ商業的色彩の強いものとして理解し始めた表われとも考えられる。<sup>(15)</sup>

#### 〈史料11〉

関八州并伊豆国村々質屋稼冥加上納之義、是迄無冥加ニ而相稼来候分も有之哉ニ相聞、冥加上納方之義ニ付其筋御達之趣も有之条得其意其村々ニおゐて、是迄無冥加質屋稼いたし居候もの共者当未年より冥加上納可致義ニ相心得早々取調有無共書面ヲ以、来月十五日迄ニ無相違否可申出候、此廻状早々願達当村より可相返もの也

江川太郎左衛門

未（安政六年）七月廿六日 役所

右八月十日熊川より受申川崎村江送

#### まとめ

本論では、まず第一に、近世中後期に広がる農間質屋の広がりについて、福生村を例にしてその実態を明らかにした。次に、幕末期熊川村において展開した次郎兵衛家を題材として、実際の質物帳を分析する中で、こうした質屋渡世が農村においていかなる形で位置付けられるかを検討してきた。そして最後に近世中後期の質屋渡世の広範な広がりが農村社会にいかなる変質をもたらしただかという点につ

いて、幕府の質屋渡世に対する諸政策の中で検討してきた。以下、これらの点についてまとめていくこととしたい。

農村における質屋渡世は、農村への貨幣経済の浸透により近世後期に発生してきたものである。それは第一義的には農村においても金銭貸借を簡単に行い得る場として位置付けられ、しかも蚊帳などに見られるような管理・保管の場としても位置付けられることとなったのである。こうしたことを背景として農村において質屋渡世は必要不可欠な場として位置付けられることとなったのである。

しかしその一方、幕藩権力としては、近世中後期の質屋渡世の広範な広がりが第一に農村の治安維持達成の取締の対象の一つとして、第二に商業的色彩の濃い農間渡世の対象として、さらに第三としては、社会問題化した物価問題との関わりの中で問題が顕在化されていくのである。

最後に、今後の課題について簡単に述べておくこととしたい。貸借者における質屋の位置付けについて考えた場合、貸借者にとっての生活の再生産を実現する場であった。この生活の再生産について、どういう意味でなのか、あるいはどの程度であったのか、などの問題について検討していくことが望まれよう。また、この点と密接に関連して、最も質の出し入れの多かった新蔵は、武州一揆に参加しているという点も注目できる。<sup>(15)</sup> この点についての検討も今後の課題としていきたい。

註

- (1) 田村半十郎家文書、文政十年「御改革被仰渡書控」
- (2) 田村半十郎家文書、天保九年「質屋渡世諸商人渡世取調書上帳」
- (3) 田村半十郎家文書、安政二年「村高其外書上帳」
- (4) 田村半十郎家文書、天保十四年「諸願書向控」
- (5) 野島家文書「質物帳」(本項目で扱う史料は註の記載がない限り本史料を扱うこととする。)
- (6) 保坂和子「質草からみた幕末農村の衣生活」(女性民俗学研究会、『女性と経験』一三、一九八八年)
- (7) 慶応四年には、こうした物価上昇、治安悪化などによる状況の中、質物騒動が行われた。この点、牛米努「明治維新と石川家」(多仁照廣編『多満自慢石川酒造文書第五巻』)を参照されたい。
- (8) 田村半十郎家文書、寛政七年「御用書控」
- (9) 田村半十郎家文書、文政十年「御改革被仰渡書控」
- (10) 田村半十郎家文書、天保十三年「農間質物併古着古鉄渡世之者共江被仰渡御請証文」
- (11) 田村半十郎家文書、天保十年「諸願書向控」
- (12) 石川弥八郎家文書、天保九年「御触書之写」
- (13) 〈史料8〉は石川弥八郎家文書、天保十一年「諸御用状留」、〈史料9〉は、田村半十郎家文書、天保十三年「御用留」そして〈史料10〉は、田村半十郎家文書、天保十四年「御用留」の中にそれぞれ記載されている。
- (14) 田村半十郎家文書、安政六年「御用留」
- (15) 峰岸秀雄氏の御教示による。

(追記)

本論文は、多摩川流域史研究会の報告を元にまとめたものである。報告あるいは執筆に際し、会の方々をはじめ、多くの人々から御教示いただいた。心から謝意を表したい。

(おちあい・こう 福生市史近世調査員 川崎市在住)